

契約保証金について

久留米市では、契約金額(税込。単価契約については、税込年間支払予定総金額)が300万円以上となる場合、契約金額の100分の10以上の額を契約の際に「契約保証金」を納めて頂きます。納付期限は落札決定の翌日から起算して6日以内です。契約保証金は下記【表1】により納付をお願いします。またこれを【表2】の(1)～(3)のいずれかをもって契約保証金にかえることができます。

なお、契約保証金の納付がなければ、契約締結できませんのでご注意ください。

契約保証金は契約履行後(納品完了後の検査に合格したとき。単価契約については年間契約終了後)に還付いたします。還付の際には、下記【表1】又は【表2】の還付請求書類が必要になります。ただし、利息はつきません。

万一、契約業者の不当な不履行があり、それを理由として契約を解除した場合等については、保証金は還付せず、久留米市に帰属することになります。

【表1】

契約保証金の納付方法	還付請求書類
<ul style="list-style-type: none"> ・契約課発行の納付書により指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で納付して下さい。(納付可能な金融機関は納付書の裏面に記載しています。) <li style="text-align: center;"><u>契約金額の100分の10以上の額を納付書金額欄に記入して納付してください。</u> ・納付後に契約書と領収書を契約課に提出して下さい。 	契約保証金 還付請求書

【表2】

(1)有価証券 (金融機関振出しの自己あて小切手)	<ul style="list-style-type: none"> ・小切手を契約課に提示して下さい。 <li style="text-align: center;"><u>小切手の金額は、契約金額の100分の10以上の額です。</u> ・小切手の要件(注1)を契約課で確認した後、契約課発行の納付書により指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で納付して下さい。(納付可能な金融機関は納付書の裏面に記載しています。) ・納付後に契約書と領収書を契約課に提出して下さい。 (注1)自己あて小切手の要件：次の要件をともに満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・支払地が久留米市内であること。 ・振出日から数えて5日以内であること。 	契約保証金 還付請求書
(2)金融機関の保証	<ul style="list-style-type: none"> ・取引金融機関からの保証書(原本)を契約課に提出して下さい。 <li style="text-align: center;"><u>契約金額の100分の10以上の額(契約保証金の金額)が保証限度額となります。</u> 	保証書に係る 受領書
(3)履行保証保険	<ul style="list-style-type: none"> ・加入損害保険会社の保険証書(原本)を契約課に提出して下さい。 <li style="text-align: center;"><u>契約金額の100分の10以上の額(契約保証金の金額)が保険限度額となります。</u> 	不要